

令和6年6月28日施行

## リモート審査の実施基準について

JIS 登録認証機関協議会は、認証省令第12条に基づいて行う現地調査をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた情報通信技術を利用して行う方法（以下「リモート審査」という。）として、以下のとおりリモート審査の実施基準を定める。

### リモート審査の実施基準

- (1) リモート審査は、認証審査／認定審査を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関する IAF（国際認定フォーラム；International Accreditation Forum）が発行した基準文書（IAF MD4:2022 IAF Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology（ICT）for Auditing/Assessment Purposes - Issue 2, Version 3）に準拠して実施する。
- (2) リモート審査は、審査の妥当性及び公平性を確保する観点から、以下の方針に沿って行う。
  - ① リモート審査による審査項目及びその内容は、訪問審査による場合と同等とする。
  - ② リモート審査は、原則としてリアルタイムで実施し、審査を行う記録類は、審査当日に審査員が指定する。
  - ③ リモート審査は、登録認証機関と被認証者等（被認証者及び登録認証機関に対して認証を行うことを求めた者をいう。以下同じ。）との間であらかじめ、実施条件の合意を得て実施する。
  - ④ リモート審査の結果、訪問審査による場合と同等性が確保できないと登録認証機関が判断した場合は、再度リモート審査を実施するか、訪問審査を実施する。
- (3) 上記（2）③において、被認証者等が登録認証機関の提示する ICT 等の実施条件を満足しない場合、登録認証機関は、リモート審査の全部又は一部の実施を拒否することが出来る。
- (4) 上記（2）①を確保するため、訪問審査と認証に関する料金の算定方法（審査工数、時間等）が異なる場合は、登録認証機関はあらかじめ公表し、被認証者等に対して具体的に提示しなければならない。

以上